

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年9月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和元年12月21日 07時15分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市小鳴門海峡 大磯埼灯台から真方位296° 2.1海里付近 （概位 北緯34° 11.7′ 東経134° 36.2′）
インシデントの概要	プレジャーボート溝渕丸は、航行中、プロペラが養殖施設のロープに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年2月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 溝渕丸、1.2トン
船舶番号、船舶所有者等	280-39911 徳島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、スクノ海からの水路より小鳴門海峡に出て、釣り場に向けて航行を始めた直後、船長が船首前方付近にわかめ養殖施設の存在に気づいたが、操船が間に合わずに同施設に侵入し、プロペラが幹縄数本に絡まり主機が停止して運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が絡索を解こうと試みたが絡んだ幹縄を外せないの で118番通報を行い、海上保安庁より救助の要請を受けて来援した漁船の乗組員が絡んだ幹縄を切断した後、漁船にえい航された。</p> <p>船長は、慣れている海域での航行であったのでわかめ養殖施設の存在等を知っており、ふだんGPSプロッターを用いて航行していたが、本インシデント当時、考え事をしていて本船の運航に集中できていなかったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、航行中、船長が考え事をしながら航行を続けたことから、わかめ養殖施設に侵入してプロペラが養殖施設の幹縄に絡まり、主機が使用できなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、船長が考え事をしながら航行を続けたため、わかめ養殖施設に侵入してプロペラが養殖施設の幹縄に絡まり、主機が使用できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 船長は、慣れた海域を航行する際においても、GPSプロッター等を有効に活用して十分に船位を確認し、周囲の状況に意識を集中させること。